

Title	戦国大名武田氏の領域支配と「郡司」：信濃国諏方郡支配を事例として
Sub Title	The county administrator (Gunji) of the Takeda family in the warring states period : based on an example of Suwa-county
Author	丸島, 和洋(Marushima, Kazuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.75, No.2/3 (2007. 1) ,p.1(181)- 29(209)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20070100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦国大名武田氏の領域支配と「郡司」

——信濃国諏方郡支配を事例として——

丸島 和洋

はじめに

かつて戦国大名の領域支配研究は、支城主の配置による分割支配の解明が主流であった。この到達点と呼べるものが池上裕子氏の研究であり、後北条氏を素材とし、「郡」単位の公事賦課を担った「郡代」支配から、支城制へ移行していくという把握をされたのである。池上氏によれば、後北条氏の支配単位としての「郡」は旧来の国郡制のそれとは異なる独自のものであり、支城主は「郡代」の職掌を継承しているという。これはその後の研究に多くの影響を与えたが、政治状況の違いを無視し、全領国一律に支城制へと向かうという前提や、それによって領域支配の深化をはかるといふ傾向を生みやすいものであった。

しかし戦国大名の領域支配のあり方は、決して一律のものではない。戦国大名の多くは、前代からの地盤を引き継いでおり、多くのしがらみを有する本国支配と、新規占領地たる分国支配の間には大きな違いが存在する。また一口に分国といっても、大名領国に編入される以前のあり方や、領国化を成し遂げてからの時間の長さなどにより、複雑な様相を見せるのが通例であるといえよう。

池上氏の研究を踏まえ、より厳密な概念規定を導入されたのが黒田基樹氏である。⁽²⁾氏は従来の研究が領域支配の多様性を無視して、すべてを「支城領」と一括している点を批判し、後北条領国の構造分析を行われた。氏が着目されたのは領国制的公事賦課・収取権と軍事指揮権の問題で、後北条領国を直轄領における支配単位「郡」と、領域支配者による知行単位である「領」とで構成さ

れるとし、それぞれの拠点となるのが支城であると把握された。そして領域支配者を、①「郡」に対する公事の賦課・収取を担う「郡代」、②支城に配属された「衆」への軍事指揮権を有する「城将」、③「郡代」と「城将」両方の権限を併せ持つ「城代」、④さらに所領の安堵・宛行権と裁判権を委譲された「支城主」、⑤「領」全体を知行地とする「支城領主」とに区分されたのである。⁽³⁾ 端的に言えば、従来「支城主」として一括されていた領域支配者を三分類したことになる。これは大名の分身(つまりそれ自体が一種の大名)という「支城領主」の位置づけや、「城代」が「郡代」の権限を包摂している点などからみて、近世大名への連続性を意識した概念規定とみなせよう。⁽⁴⁾ また黒田氏は、後北条氏が新規占領地を「領」として支配に組み込む移行期に、「領域担当の奉行人」を任命し、支配を担わせるという過渡期のあり方についても明らかにされている。⁽⁵⁾

このような研究史が示すように、戦国大名の領域支配研究は、後北条氏研究によって推進されてきたものであった。この背景には史料の残存性や、活字史料集の整備状況の相違など様々な理由があるが、他大名における領域支配の有り様についても明らかにし、個別大名を超え

た理解を構築していく必要があることは言うまでもなからう。

本稿で取り扱う武田氏においても、堀内亨氏⁽⁶⁾・栗原修氏⁽⁷⁾・平山優氏⁽⁸⁾・大井教寛氏⁽⁹⁾・柴辻俊六氏⁽¹⁰⁾・黒田基樹氏等⁽¹¹⁾によって直轄領支配の研究が蓄積されてきた。その端緒と呼べるもののひとつが、栗原修氏の研究である。氏は上野国箕輪領について丹念な検討を行われ、箕輪内藤氏を箕輪領における所領宛行の執行権および管内武士への軍事指揮権を掌握した「箕輪城代」と規定し、かつ西上野全体に「城代」の権限を越えた政治的立場を有していたと指摘された。

これを承け、武田氏の領域支配について、本格的な考察を展開されたのが平山優氏である。平山氏は武田氏の信濃支配を検討され、中心城郭の「城代」⁽¹²⁾「郡代」による郡単位の支配がなされていると結論づけた。この責任者は管轄地域内の軍事指揮権を有する「城代」と、諸役(公事)賦課・収取権を有して直轄領を管理した「郡代」を兼ねた存在であったという。武田氏における「郡代」は、『甲陽軍鑑』(以下『軍鑑』)の記述を元にして、早くから存在が指摘されてきたが、⁽¹²⁾ 叙述的なレベルにとどまっていた。平山氏はこの問題に、はじめて正面から

取り組んだことになる。氏によれば、「城代」郡代は郡全体をカバーしているわけではない。城領外の地域については、甲府所在の奉行人内に担当者が設定され、担当郡に宛てた朱印状の奉者を務めるとする。つまり武田氏の信濃支配は、「城代」郡代と「郡担当の奉者」の組合せによってなされていたという。これは前述した黒田氏の研究成果を武田氏研究に導入し、その独自のあり方について追求したものと位置づけられる。

この平山氏の見解に対し、柴辻俊六氏⁽¹³⁾や小川隆司氏⁽¹⁴⁾、片桐昭彦氏⁽¹⁵⁾は「郡代」や「郡担当の奉者」の存在そのものを否定された。特に片桐氏は、武田氏の出した奉書式朱印状全体を分析し、一人の奉者の担当が地域的に偏っていることはほとんど存在しないとす。ただし箕輪城代内藤氏や海津城代春日氏については、担当領域に奉書式朱印状が限定されているとしており、「城代」が朱印状奉者を務める事例は認めている。

また柴辻氏は、支城主以外の城主が一括して「城代」と把握される傾向について批判を展開し、①「支城主」、②「城代」、③「在城主」、④「城番主」という分類を提示されている。このうち①「支城主」は通説を踏襲したもので、武田氏の一門および有力な国衆からなり、武田

氏の行政機構に編成されておらず、独自の領域支配を認められていた存在とする。「城代」以下が氏の独自の区分であり、②「城代」を武田家朱印状奉者や取次役を務めることで城領支配に部分的に参与した城主とし、単に軍事指揮権のみを与えられた④「城番主」と区別する。

③「在城主」は完全に氏独自の用語であり、服属した際にそのまま所領を安堵された中小国衆を指す。一見して黒田氏の分類と共通する側面があり、「城番主」は黒田氏の区分でいう「城将」に相当し、「在城主」はいわゆる「他国衆」に城主としての呼称を付したものである。一方で後北条氏にみられる「郡代」については改めて存在を否定され、「城代の別称」という見解を示されている。以上のような柴辻氏の研究は、武田氏の領国全体を見渡して区分を試みられたという点で、貴重な成果であると評価できよう。しかしながら「城代」が管轄したという「城領」の範囲について明確な言及がなく、また「城代」と「城番主」を分けておきながら、「一般の城代」という表現も併用しており、未だ検討の余地を残す。柴辻氏自身も、その後①支城主を「分郡主」、②城代を「支城主」、④城番主を「城代」と概念用語を修正されている。⁽¹⁶⁾

以上のような研究史を振り返ると、武田氏と後北条氏の相違点として問題となっているものに、直轄領支配における「郡」の扱いが挙げられよう。「郡」単位支配否定論者の所説には、共通の問題点が存在する。ひとつはある領域に複数の人間が関与している点（つまり武田家朱印状の奉者が一元化されていない点）を重視し、地域の担当区分を否定する論調である。しかしながら、中世社会においてただひとつのルールに則って物事が動くことは稀であり、他の人間の関与がみられるというだけでは、領域担当者の不設置を証明したことにはならない。

いまひとつは、「郡代」「郡担当の奉者」とされる人間が他の役割を果たしていることを理由に、領域担当者の存在を否定する論法である。「木を見て森を見ず」式の批判ではあるが、逆にひとりの家臣が複数の役割を兼務する可能性を無視している。戦国大名のように職制が未整備な権力においては、ひとりの人間が様々な役割を兼ねることは珍しいことではない。そもそも論点自体が、武田家朱印状奉者の地域性に限定される事が多く、「郡代」の有無そのものが直接議論されているわけではない。わずかに柴辻氏が、「郡代」という用語が史料上確認出来ない点を問題にされるが、後述するように事実誤認で

ある。したがって、いずれも「郡代」「郡担当の奉者」を否定する論拠としては不十分といわざるをえない。

そこで本稿では、武田氏の直轄領支配における「郡代」をとりあげ、領域支配のあり方について検討をする。素材とするのは、信濃国諏方郡¹⁷支配である。諏方郡は武田氏にとって最初に獲得した分国であり、早くから家臣を配置しての領域支配が展開した地域であった。その支配は天文十一年（一五四二）から天正十一年（一五八二）の武田氏滅亡まで約四〇年間に及び、他の領域に比して、より長期に渡る経過を追う事が可能である。武田氏の領域支配のあり方について検討する上で、最適な素材であると考える。また諏方郡は、武田氏時代にまとまった「行政単位」として意識をされていたことが明らか¹⁸な地域である。武田氏滅亡後に諏方上社神長官守矢信真は、武田氏が諏方を制圧して後の四一年間、高遠領と箕輪領が諏方勝頼所領として分割された他は、諏方郡の領域に変更はなかったと述べている。守矢のいう郡域は、武田時代の支配単位と重なると考えられ、諏方郡という領域が武田氏の領域支配単位として成立していたことを窺わせよう。この点から見ても、諏方郡は検討に適した素材であると考ええる。

武田氏の諏方郡支配については、『茅野市史』⁽¹⁹⁾、『諏訪市史』⁽²⁰⁾といった自治体史によって通史叙述がなされてお
り、「郡代（正確な呼称は郡司）」による統治がなされて
いたという指摘がなされている。⁽²¹⁾つまり諏方郡における
「郡代」設置は既に明らかにされているにも関わらず、
武田氏の領域支配研究にはほとんど反映されていないと
いえよう。また後北条氏における「郡代」は、「支城
主」や「城代」が展開する以前の問題として取り上げら
れている。しかし武田氏においては、「支城主」「城代」
展開後をもって「郡代」不設置が論じられており、議論
の前提そのものが無視されている。初期の分国支配の検
討を抜きにして、武田氏の領国支配体制を明らかにする
ことはできないのではないか。

以下第一節と第二節においては、武田氏の諏方郡支配
の変遷を追い、諏方郡における「郡代（郡司）」のあり
様について明らかにする。後述するように、武田氏にお
ける同職の呼称は「郡司」であるから、本稿においては
「郡司」という呼称を用いる。そして第三節において、
武田氏領国全体における「郡司」を検出してその位置づ
けをはかるとともに、近年盛んになっている朱印状奉者
の問題についても言及することとしたい。

なお後述するように、武田氏における「郡司」は「城
将」が兼ねる形を基本とし、それが先学の定義する「城
代」にあたると考えるが、本稿は「郡司」を主たる考察
の対象としている。したがって概念用語としては、「城
代」よりも「郡司」を優先して用いる場合が多いことを
お断りしておく。

一 天文・弘治期の諏方郡支配

1 武田氏の諏方侵攻と「諏方郡司」

天文十一年七月、武田晴信（信玄）は諏方に侵攻し、
諏方頼重を降伏させた。頼重はその後甲府で自害させら
れ、諏方家の家督は頼重と晴信妹の間に生まれた寅王が
相続する。しかし寅王の活動はこの後確認できず、諏方
上社大祝を継承した頼忠も領国支配には関与していない
から、諏方惣領家（或いは大祝家）による諏方郡支配は
終結したといつてよい。翌天文十二年四月、晴信は宿老
板垣信方を上原城に配置し、諏方支配を担当させること
を決定した。⁽²²⁾「久々据えらるるの上意」とあるから、長
期に渡る在城を命じたものである。翌五月に上原城を整
備し、六月に入部という段取りである。

しかし板垣信方の諏方支配はそれ以前に遡及し、判物

による所領の宛行を行っている。⁽²³⁾ その範囲は諏方郡だけでなく、佐久郡に及ぶ。信方は諏方・佐久両郡侵攻に際して先発隊の軍事指揮を担当していたから、帰属者に対する安堵や占領地分配に一定の裁量権を有していたのであろう。上原在城命令は、信方の立場を明確なものとし、権限範囲の限定化と固定化を図ったものと位置づけられる。

諏方における信方の権限はどのようなものであったのか。信方が判物による所領宛行を行っていることは既に述べた。しかし板垣信方が宛行した所領の中には、その後武田家龍朱印状による再安堵を受けているものが存在する。⁽²⁴⁾ 諏方氏重臣の千野鞞負尉に、千野氏惣領職を与えた際にも、晴信の「上意」を伝達するという形をとり、「為後日候之条、先從拙者一筆令啓候」と記す。⁽²⁵⁾ 信方の判物はあくまで仮の約束（いわば預置）であり、正式な安堵・宛行には武田氏による承認を必要としたのである。

軍事面では、在番衆への軍事指揮権を有していたことが、千野氏が提出した軍功目安状により明らかとなる。

【史料二】千野鞞負尉目安案⁽²⁶⁾

御目安

一、^(天文二年)壬寅九月廿五日、^(高遠頼繼)諏方信濃守与御一戦之砌、御東者申、其上高名仕候、於在所者、^(千野)親者伊豆涯分忠信仕候事、

一、^(天文二年)甲辰冬、諏方地下人在々所々ニ逆心人数、就中^(千野宗光)同名山城被官佐渡与申候て、^(信方)殊外健者候、逆本之儀候条、討進上可申由、板垣駿河守被申付候間、くみ討候、此同心者同名出雲・同半左衛門尉ニ候、

就御尋者可致言上之事、

一、^(天文二年二月)上田原御一戦之砌、蒙手疵奉公仕候事、

一、^(同七月)諏訪西方衆逆心仕候砌、家内以下取捨、一類引

連、上原江相移、忠節申候事、

一、^(天文一九年一〇月)砥石御帰陣之砌、涯分相持候、此御証人者長坂^(虎房)筑後守、褒美書中給候事、

一、^(天文二二年四月)葛尾御本意、然処ニ石川其外所々逆心故、八幡

峠御人数入之時、涯分返馬相持候、此御証人者馬

場美濃守殿、具御披露候故、^(信春)典厩様為御使、於苅^(武田信繁)

屋原御陣所、二三度御褒美、条々被仰下様共候事、

一、小田井原にて頸々ッ、

一、あみかけ小屋にて頸々ッ、

一、伊久間原にて頸々ッ、

一、塩尻峠にて頸々ッ、

一、葛山おゐて頸四ツ、

一、越国西浜板垣(信憲)為使罷越候時分、敵相揺之間相持、

負鉄炮疵奉公仕候事、

一、(弘治三年七月)小谷城御本意之時分、於構際弓を涯分仕候、板垣具ニ言上故、以高白斎深志之御対面所江召出、

無比類相持之由、御褒美候事、

一、時田台軍之時分、板垣弓奉行被申付候間、涯分持候、此子細弓之衆ニ可有御尋候事、

一、三村逆心仕候時分、諏方郡地下人も更不見届為体候之間、近辺取人質、種々相持忠信申候、此旨

野村具ニ言上、以飯富方御悦喜之趣、再三被仰下候、惣別於何趣、乍恐御譜代御旁々御同前奉公之儀存入候、此趣具御披露奉頼候、

以上、

これは千野鞞負尉が自身の軍功を時系列的に記述したもので、恩賞申請に際する具書として機能した文書である。板垣信方没後に登場する人名を見ると、千野氏の親はおおむね長坂虎房↓板垣信憲と移行していることが読み取れよう。これは後述する諏方郡責任者の変遷と重なっており、鞞負尉は信方個人に付された寄子ではなく、「上原城将」としての軍事指揮権に服した存在であった

と思われる。ただ諏方郡の武士（地衆）が一円に信方に付されたわけではなく、あくまで上原城に附属する在番衆を対象とするものである。

では信方の立場は公式にはどのように呼称されていたのか。諏方大社上社の『神使御頭之日記』は、信方について「此方之郡代」と記す。⁽²⁷⁾『軍鑑』も同様であり、従来の研究では、「諏方郡代」と呼称することが多かった。しかし既に指摘されるように、永禄八年（一五六五）に作成された「諏方社祭祀再興次第」においては「諏方郡司」「板垣駿河守郡司之砌」などと明記されている。⁽²⁹⁾この史料は、諏方神役徴収に際して発生した種々の問題に対する裁許を書き連ねたもので、晴信の袖花押が据えられている。同時代に武田氏内部で作成されたことは明らかで、武田家中における正式な役職名は「諏方郡司」であったことが判明する。したがって本稿においても、「諏方郡司」という呼称を用いることとしたい。

なお「諏方社祭祀再興次第」では、「諏方郡司」とは別に「高島城主」という呼称が分けて記されている。高島城は信方以後の歴代「諏方郡司」の居城である。この史料でいう城主は城の責任者を指す慣用句であり、城領全体への大幅な権限を委譲された「支城主」を意味する

わけではない。信方を始めとする諏方郡支配責任者は、「上原(高島)城将」として在番衆への軍事指揮権を有すると同時に、諏方郡支配を担当する「諏方郡司」を兼ねた存在、「上原(高島)城代」であったと評価することができよう。

2 「高島城代」の設置

天文一七年二月、村上氏との戦争で「郡司」板垣信方が戦死し、弟の室住玄蕃允が上原城に派遣された。これは事後処置のレベルに留まったようで、八月には長坂虎房(後の釣閑斎光堅)が「諏訪在城」を命じられた⁽³⁰⁾。長坂は以前より信方の下で諏方郡支配に携わっており、実務面での経験を買われての人選とみられる。翌天文一八年正月に高島城の整備が行われ、長坂は高島城に移った。以降上原城に代わり、高島城が諏方郡支配の拠点となる。「高島城代(諏方郡司)」としての長坂の活動はどのようなものであったか。まず軍事面については、高島城在番衆への指揮権を引き継いだものと考えられる(前掲史料一)。

次いで所領の宛行権についてみてみたい。天文一七年、板垣戦死で動揺した諏方郡において叛乱が発生した。こ

の叛乱は直ちに鎮圧されるが、処罰の結果大量の闕所地が出現し、所領宛行や安堵が頻発する状況を招くこととなった。この処理をみると、宛行・安堵自体は龍朱印状で行われているものの、その本文に「委曲長坂有談合、可被致所務者也」⁽³¹⁾「名所并様体者、自長坂所可申付者也」⁽³²⁾などあることが注目される。具体的な場所の指定など、細部の執行は長坂虎房の手で行う旨、明記されているのである。諏方郡内の料所(直轄地)の管理は、「諏方郡司」長坂虎房が管掌するところであった。この状況は、次の史料からより具体的に把握される。

【史料二】長坂虎房書状⁽³³⁾

猶寺分二ヶ寺、向後依御忠節、涯分可申成候、連々別而御忠信与云、殊更自今以後無二三可有御奉公之旨、以神慮再三蒙仰候、就中対拙者而茂、不可有御等閑之段候、何以忝存候、然間、有賀郷中之年貢目無分、申成進置候、弥可被抽御忠信事、可為肝要候、恐々謹言、

天文廿年^{亥辛} 長坂筑後守

九月吉日 虎房(花押)

千野鞆負丞殿

御宿所

史料二は、長坂虎房が千野鞆負尉に得分給付が実現したことを伝えた書状である。長坂はその経緯について「申成進置」と述べる⁽³⁴⁾。給付を決断した主体は「諏方郡司」長坂虎房であり、それを大名に提案して実現させたことが読み取れる。その理由について長坂は、千野鞆負尉が武田家への「無二御奉公」を申し出たためであると述べている。しかしこれは明らかに表向きの理由であり、彼の本音は「就中対拙者而茂、不可有御等閑之段候」という部分に集約されている。千野氏が得分を獲得したのは、長坂虎房との間に個人的に作り上げた関係に基づいていたのである。武田家龍朱印状による確定が必要であったとはいえ、「諏方郡司」長坂虎房は、独自の判断で所領の宛行を申請・実行する存在であった。先に検討した板垣の場合も、同様であったのであろう。

次いで訴訟面について見てみたい。諏方上社神長官守矢氏の訴訟は、長坂に宛てて甲府への披露を依頼する形をとっている⁽³⁵⁾。長坂虎房は「諏方郡司」として、甲府への訴訟の取次窓口となったと評価される。しかし諏方郡との交渉・連絡が長坂に一元化されていたわけではない。永禄初期に、諏方社関係者の訴訟を駒井昌直が受理した事例がある⁽³⁶⁾。晴信が諏方上社関係者に出した書状の副状

は駒井高白齋・昌直父子が作成している⁽³⁷⁾。また昌福寺（岡谷市）の寺産安堵は駒井高白齋の「一行」（判物なし書状）によってなされていた⁽³⁸⁾。これは駒井氏が両社に対する「奏者」（取次⁽³⁹⁾）を務めていたためであろう。こうした取次契約は大名の指示ないしは追認を受けて個別に結ばれるものであり、あらゆるやりとりが長坂の手を経るわけではなかった。

長坂虎房の地位は、対外的に見ても重要なものであった。天文二二年に後奈良天皇が諏方上社に宸筆般若心經を奉納した際や、神長守矢頼真が正二位補任を奏請した際、仲介にあたった般舟院友空の返書や、女房奉書には長坂虎房への言付けが指示されている⁽⁴⁰⁾。これはもちろん、長坂が「諏方郡司」を務めていたことによるものである。

長坂の諏方郡への文書発給は、天文二一年まで確認される。同二三年に遠江天野氏に出した書状では、近年音信が途絶していた理由として信濃在国を挙げており⁽⁴¹⁾、これ以前に帰国していた可能性が高い。天文二二年九月の千野氏の軍功は馬場信春が「御証人」となっている上、長坂は同年後半から甲府での活動が確認できる⁽⁴²⁾。天文二二年半ば以降に諏方郡を離れ、甲府に帰還したのではな

いか。

長坂の後任は、前掲史料一に「越国西浜板垣為使罷越候時分」とあることから、板垣信憲であると考えられる。この記述の指す時期は不明だが、板垣信方没後の記述であることは明らかであり、該当する人物は子息の信憲しかない。板垣信憲はこの後肅清されるが、その理由のひとつに「一、諏訪のぐんだいハ、さかひめなるに、らくぐるい（不行儀）にふけり、ぶぎやうぎ（案狂）の事」と「諏方郡司」としての失政が掲げられており、以上の推論を裏付ける。信憲処断後については不明だが、小宮山虎高が在任していた時期があつたらしい。⁽⁴⁴⁾

二 奉書式朱印状の創出と「諏方郡司」

1 「諏方郡司」の不正

前節でみてきたように、天文・弘治期の「諏方郡司」は高島城（初期は上原城）に在城し、自ら判物を発給する存在であった。最終的な所領宛行権・訴訟裁許権は附与されておらず、甲府に判断を仰いだ結果を執行するのが建て前であつたものの、よほどの重大事ではない限り、現実には自身の判断で宛行等を執行していた様子が見える。

ところがこのことが、大きな問題を招くことになる。

次掲の史料三・四は先述した「諏方上社祭祀再興次第」で、永禄八年に諏方社の神事再興を企図して、武田氏が作成したものである。武田氏は先例書に記された諏方神領の現状を調査し、神領の還付や替地宛行を行って神事用田を確保しようとしていた。この調査の結果、歴代の「諏方郡司」が行つた不正が明るみに出てきたのである。長文であるため、関係部分を抜粋して掲げる。

【史料三】 諏方上社祭祀再興次第（部分）⁽⁴⁵⁾

一、号行六使祭者、三・九両月塚魔・安富（筑摩）両郡之社人等悉詣当社之処ニ、上原之内四貫文之神田相拘輩、留彼社人行李設治具之由、先規如此、然ニ先比板垣駿河守郡司砌、恣ニ（信方）僭上而、彼四貫文之所、小山田備中守出置故、退転候、来年丙寅よりハ右之四貫文之所、牛山周防守請取、社人之宿可相勤、さて又両郡之社人等へ出し候施物、是者自宮公事之内可相償也、

板垣信方については、上原に設定された神田を小山田虎満に宛行ってしまったことが問題となった。晴信はこの信方の行為を「恣ニ僭上」と厳しく非難し、信方の処置を取り消して、神田を諏方社に還付した。このような

感情的な文言が武田氏の公文書上に現れることは異例であり、晴信の怒りの大きさと神意への配慮をうかがうことができよう。

長坂虎房も問題を起こしていた。

【史料四】 諏方上社祭祀再興次第（部分）⁽⁴⁶⁾

一、上桑原之郷拾三間半在家より相勤宮公事、初はかりもみと号して、四十俵之分大祝領也、然三長坂筑後守当郡在城之砌、如法院の寺領として令寄附意趣者、養本・安楽両坊の寺務、如法院江被奪取之間、両坊退転、不可然候、所詮初はかり初の内、拾俵永寄進候上者、養本坊・安楽坊二ヶ所之寺領、如前々可有還附之由相定、残もみはかり初三十俵者、長泉寺の寄寺産候哉、如法院之儀者社僧之梵宇候間、拾俵替を出し、初はかりもみハ大祝に可還附、さて又長泉寺者、非公儀而、長坂筑後守私之建立候条、寺領之替不及相渡、則令没収、任先規四十俵之もみはかり初、悉大祝領たるへきの由加下知者也、

大意を記すと、上桑原郷の在家一三間半は、初はかり初四〇俵を上社大祝（諏方頼忠）に納めていたが、長坂虎房はこれを如法院に寄付してしまった。その理由は、

戦国大名武田氏の領域支配と「郡司」

「養本坊・安楽坊の寺務が如法院に移された結果、両坊が退転してしまったのは問題である。そこで初はかり初一〇俵を如法院に永く寄進するので、（代わりに如法院は）寺領を養本坊・安楽坊に返還せよ」と定めたというものであった。残りの三〇俵についても、（長坂が）長泉寺に寄附したという。如法院は諏方社僧の住院であるので、代わりに一〇俵を宛行つて初はかり初は大祝に還付する。しかしながら長泉寺については、公儀（晴信）の指示ではなく、長坂虎房が私的に建立した寺である。したがって寺領の替地を与える必要はなく、三〇俵は没収する。先例に従い初はかり初四〇俵は大祝領とする、という事になる。長坂は「諏方郡司」在任時に自身の菩提寺を建立し、その寺領として諏方神領を寄進してしまったのである。

地方の事情に疎く多忙な戦国大名にとって、「郡司」の上申してきた提案は、余程の事がない限りそのまま承認するものであったと思われる。そもそも龍朱印状に代表される武田氏当主の決済文書は、必ず出されたわけではなからう。武田氏当主の承認を文書の形で得るためには、時間も費用も必要であった。現実には、地域レベルの責任者（この場合は「諏方郡司」）の判物で十分こと

がたりたものと思われる。受益者側が、大名の決済がな
いと不安であると考えたり、相論の発生が予想されると
いった状況になれば、龍朱印状の発給までは求めな
かったのではないだろうか。權益を侵害された側が訴訟を
起こさなければ、問題が起こっても大名の視界には入っ
ては来ないのである。

武田氏の文書様式は、この直後に大きな変容をみせる。
時期の近接を考えれば、以上のような問題点の発覚が、
何らかの影響を及ぼした可能性を指摘できよう。また
「諏訪郡司」の歴代は、武田家中筆頭たる板垣氏が長期
間在任しており、この点が高次の権限の背景にあったと
も捉えられる。次項ではこの点を踏まえた上で、永禄九
年以降の「諏方郡司」についてみていきたい。

2 永禄〜天正期の「諏方郡司」

永禄九年、武田家の文書様式に、画期的な変化が訪れ
た。奉書式龍朱印状の創出である。これは従来の直状式
龍朱印状と異なり、日下に「〇〇奉之」と奉者の名前が
記された文書様式であった。笹本氏や大井氏はこの龍朱
印状奉者から諏方郡担当者について検討され、吉田信生
↓市川昌房↓今福昌和という変遷を検出された。⁽⁴⁷⁾この理

解に対しては、三人とも同時期に他地域に対する朱印状
奉者も務めており、諏方郡専任ではないという批判も存
在するが、⁽⁴⁸⁾諏方郡宛て朱印状の奉者がこの順番でほぼ独
占されたことは事実である。確実な年次を示すと、以下
のようになる（表参照）。

吉田信生 永禄九〜一〇年

市川昌房 元亀元〜天正二年

今福昌和 天正四〜八年

彼らの家格について確認をしておくと、吉田信生が武
田一門に連なる他は、いずれも奉行人クラスからの選任
である。

ここでは、史料が一番豊富に残っている市川昌房につ
いてみてみたい。市川は、元亀元年（一五七〇）七月六
日付で、高島在城給二八五貫文を与えられた。⁽⁴⁹⁾諏方郡宛
て龍朱印状奉者としては、同年九月一七日付が初見であ
り、以後、諏方に関する龍朱印状奉者を排他的に占める。
しかしながら、僅か四日後には駿河富士郡に対する朱印
状奉者を務めるなど、⁽⁵⁰⁾他地域宛ての奉者として頻出する
こともまた事実である。

そこでまず、市川の立場について明確化させておきた
い。元亀三年六月に神長官守矢信真が市川に提出した諏

方上社神事料書上は、同年上半期の経費を申告したものである。⁽⁵¹⁾この中で、既に武田家から支給された分が特記されている。具体的には、「野出之御神事料」と「御精進始」の費用（各一〇貫文）で、前述した「諏方上社祭祀再興次第」において負担者が指定された部分であった。それによれば、「野出之御神事料」は「高島城主」下知により支出し、「精進始」は「諏方郡司」が「二汁三菜」を準備するという規定がある。このような報告を受けている状況から、市川昌房の立場は「高島城代（諏方郡司）」であつたとみなしてよいと考えられる。なお市川は天正三年の長篠合戦で戦死しており、⁽⁵²⁾今福昌和への交替はそれが理由である。

次いで市川昌房が奉じた朱印状の特徴について触れておく。一言でいえば、諏方に対する朱印状を一定期間ほぼ独占する反面、同時に諏方以外に宛てたものもかなり多い。諏方以外では、駿河の静岡浅間社・富士大宮に宛てたものを中心である。この点では小川氏の指摘する通りだが、諏方宛て・静岡浅間社宛ては単独、それ以外は連名であることが多い点が注目される。このことからみて、個別案件の責任者か、個別の取次契約に基づいて奉者となったケースが大半と思われ、「諏方郡司」着任と

矛盾するものではない。もうひとつの特徴として、同日付同内容や、数日間に集中して奉じているケースが多い点が目につく。吉田・今福の場合は諏方宛が大半であるが、こうした特徴がより鮮明に現れている。

3 当該期「諏方郡司」の権限

では永禄後期以降の「諏方郡司」はどのような職務と権限とを有していたのか。具体的にみていきたい。

◇諏方神事の催促と神領の還付

「諏方郡司」の職務で特徴的なのが、諏方社神役の徴収である。本来的には、こうした神役徴収は諏方大社の手でなされるはずだが、武田家が後押しをすることで強制力を付していた。具体的には、「諏方郡司」が奉者として記された奉書式龍朱印状が発給されたのである。⁽⁵³⁾徴収の対象となる郷村は諏方郡域に留まらないが、地域に関わらず、「諏方郡司」が担当していた。

諏方社の神事再興を武田家が敢行した永禄八、九年の場合、「諏方郡司」吉田信生の奉じた龍朱印状はほとんどが神事再興に関わるものである。例えば前項で検討した上桑原郷村はかり初⁽⁵⁴⁾の返還は、吉田信生の奉じる龍朱印状において執行されている。このような例は他にも散

31	4251	天正 2. 10. 2	河西但馬守との(虎満)	市川昌房	河西文書	知行安堵	
32	2398	天正 2. ㊦. 19	神長官殿(守矢信真)	市川昌房	守矢家文書	人返令(軍役退屈)	
33	2402	天正 2. 12. 3	(宛所欠)	市川昌房	矢崎家文書	座次相論裁許	
34	3759	(年未詳)6. 晦	春芳軒、他 4 名	市川昌房	如法院文書	高島城普請	
35	2568	天正 3. 12. 27	山崎小次郎	跡部勝資	松木家文書	普請役免許(細工奉公)	◎
36	2578	天正 4. 2. 7	上伊奈笠原郷	今福昌和	諏訪忠弘氏旧蔵文書	神役勤仕	○
37	2579	天正 4. 2. 7	下伊奈柏原郷	今福昌和	諏訪忠弘氏旧蔵文書	神役勤仕	○
38	2747	天正 4. 11. 26	林源十郎殿	秋山宮内丞(紀伊守)	林家文書	知行宛行(不知行奉公)	
39	2768	天正 5. 2. 13	山家	今福昌和	諏訪家旧蔵文書	神役勤仕	○
40	2769	天正 5. 2. 13	小柳	今福昌和	諏訪家旧蔵文書	神役勤仕	○
41	2835	天正 5. 7. 21	井之坊、竹居祝	今福昌和・市川元松	宮坂家古文書写	神領宛行(下諏方造営領)	
42	2841	天正 5. ㊦. 7	牛山次郎左衛門	今福昌和	原家文書	所領宛行(細工奉公)	
43	2892	天正 5. 11. 23	(宛所欠)	今福昌常	木川家文書	網渡申付	
44	2894	天正 5. 11. 25	網渡御奉行衆	秋山宮内丞(紀伊守)	諏訪家文書	網引安堵(大祝殿訴訟裁許)	
45	2899	天正 5. 12. 14	林源十郎	跡部勝忠	林文書	所領宛行	
46	2944	天正 6. 2. 28	三沢平太	原昌栄・小山田昌盛	諏訪大社文書	造宮錢催促(裁許)	
47	2960	天正 6. 3. 28	高島十人衆	今福昌和	藤森光次氏他共有文書	所領安堵	
48	2966	天正 6. 5. 11	諏方十日町	今福昌和	大祝諏訪家文書	伝馬定書	
49	2968	天正 6. 5. 12	昌福寺	今福昌和	昌福寺文書	寺領安堵	
50	2974	天正 6. 5. 27	ほうひの郷、他	山宮右馬助	君山合偏	神役旧規御尋	○
51	2975	天正 6. 5. 27	武居庄	山宮右馬助	武井齊治氏所蔵文書	神役旧規御尋	○
52	3024	天正 6. 9. 12	下諏方井坊、竹居祝	今福昌和	宮坂家古文書写	神領安堵	
53	3085	天正 7. 2. 16	(諏方上下社)	今福昌和	諏訪家文書	造宮役割付	
54	3129	天正 7. 6. 7	甲龍寺	今福昌和	甲立寺文書	寺領安堵	
55	3245	天正 8. 2. 11	三精寺	今福昌和	宮坂家古文書写	寺中法度	
56	3472	天正 8. 12. 26	神長官殿(守矢信真)	秋山紀伊守	守矢家文書	人足徴発許可	○
57	3473	天正 8. 12. 26	神長官殿(守矢信真)	秋山紀伊守	守矢家文書	人足徴発許可	○
58	3500	天正 9. 2. 14	神宮寺之内井坊	今福昌常	宮坂家古文書写	諸役免許(千手堂建立)	

[凡例]

- ・戦武覧は『戦国遺文武田氏編』の文書番号を示す。
- ・年月日覧の丸数字は、閏月を意味する。
- ・当該期の「諏方郡司」と思われる人物については、ゴシックで示した。
- ・一括覧は、諏方郡宛てで同日付・同内容の大量発給事例に○、他地域にまたがる形で同日付・同内容大量発給事例に◎を付した。◎の場合、領域担当ではなく、事柄担当によって奉者が決まったことを意味する。

【表】諏方郡宛て武田家奉書式朱印状一覧

No	戦武	年月日	宛所	奉者	出典	内容	一括
1	997	永禄 9. 7. 2	小平木工助殿	甘利信忠	小平家文書	奉公申付	◎
2	1013	永禄 9. ⑧. 25	吉田左近助殿(信生)	跡部勝資	八剣神社文書	神役徴収	○
3	1014	永禄 9. ⑧. 25	九頭井之大夫との	吉田信生	矢島家文書	神役徴収	○
4	1017	永禄 9. ⑧. 25	神長官殿(守矢信真)	吉田信生	守矢家文書	神領寄進	○
5	1018	永禄 9. ⑧. 28	九頭井之大夫殿	吉田信生	矢島家文書	神領寄進	○
6	1019	永禄 9. ⑧. 28	千野出雲殿	吉田信生	諏訪家文書	神領替地宛行	○
7	1020	永禄 9. ⑧. 28	諏方刑部衛門尉殿、高木伊藤左衛門殿	吉田信生	三輪家文書	神領替地宛行	○
8	1207	永禄 10. 11. 12	神長官殿(守矢信真)	吉田信生	守矢家文書	神領替地宛行	○
9	1208	永禄 10. 11. 12	神長官殿(守矢信真)	吉田信生	守矢家文書	神領替地宛行	○
10	1209	永禄 10. 11. 12	三清寺	吉田信生	宮坂家古文書写	神領還付	○
11	1210	永禄 10. 11. 12	如法院	吉田信生	『第九回西武大古本市』	神領替地宛行	○
12	1221	永禄 10. 12. 12	樋口与三左衛門殿	吉田信生	藤原拾葉	替地宛行	○
13	1222	永禄 10. 12. 15	小井弓越前殿(良喜)	吉田信生	矢島彦治氏所蔵文書	神領替地宛行	
14	1242	永禄 11. 2. 17	篠原讃岐守(吉忠)、河西源左衛門尉	板垣信安・曾禰虎長	諏訪家旧蔵文書	神殿出入制限	
15	1543	永禄 13. 4. 20	小井天越前殿(良喜)、山中藤助殿	原昌胤・駒井昌直	田中文書	訴訟裁許(神役銭供出)	○
16	3752	(永禄 13)4. 20	真志野郷	原昌胤	守矢家文書	訴訟裁許(神役銭供出)	○
17	1595	元亀 1. 9. 17	大草郷	市川昌房	守矢家文書	神役勤仕	○
18	1597	元亀 1. 9. 17	組込郷中	市川昌房	守矢家文書	神役勤仕	○
19	1654	元亀 2. 2. 14	西牧郷	市川昌房	諏訪忠弘氏旧蔵文書	神役勤仕	○
20	1655	元亀 2. 2. 14	山家郷	市川昌房	諏訪忠弘氏旧蔵文書	神役勤仕	○
21	1750	元亀 2. 11. 24	山田郷	市川昌房	守矢家文書	神役勤仕	○
22	1751	元亀 2. 11. 24	市田郷	市川昌房	守矢家文書	神役勤仕	○
23	1752	元亀 2. 11. 24	「小坂藤三殿」(異筆)	市川昌房	小坂文書	神役勤仕	○
24	1825	元亀 3. 4. 8	小井弓越前殿(良喜)	市川昌房	工藤文書	神役勤仕	
25	1870	元亀 3. 5. 8	神宮寺之内井坊	市川昌房	宮坂家古文書写	諸役免許(千手堂建立)	
26	1907	元亀 3. 6. 9	神長官殿(守矢信真)	市川昌房	守矢家文書	過所	
27	2254	天正 2. 1. 9	諏訪下桑原郷	市川昌房	河西竜二氏所蔵文書	神役勤仕	
28	2255	天正 2. 1. 9	諏方神之原郷	市川昌房	原光二氏所蔵文書	神役勤仕	
29	2256	天正 2. 1. 9	(宛所欠)	市川昌房	鮎沢文書	神役勤仕	○
30	2285	天正 2. 5. 1	神長官殿、他 4 名	市川昌房	矢島家文書	祈祷依頼	

見され、「諏方神事再興」は「諏方郡司」の手で実行に移されたものと思われる。

◇郡内所領の安堵

神事再興に際して、神田の返還と替地の宛行が「諏方郡司」の手で実行されたことは既に述べた。同様に、諏方郡内の所領安堵を指示した事例も指摘出来る。ただし、文書の形式は龍朱印状を奉ずる形である。注意したいのは、郡内料所の管理が「郡司」の手を離れていることである。諏方においては、蔵前衆の春芳軒宗富が高島に在城し、料所の管理を行っていた。⁽⁵⁵⁾この頃になると、上野における上原淡路守の⁽⁵⁶⁾ように、地域毎に料所管理者が出現する。料所の管理を「郡司」から切り離すことで、恣意的な宛行を制限しようとしていたのかもしれない。

◇公事収取

「諏方郡司」は郡内の公事収取を担当していた。次掲の史料五は、「諏方郡司」吉田信生に船役を徴収して、諏方社八劔宮造宮費に宛てるよう指示した文書である。

【史料五】 武田家朱印状⁽⁵⁷⁾

八劔之宮造宮之事、以船役勉^(之カ)□由、任本帳之文、自今已後□^(七)ケ年二一度執船役、相当二可造替者也、仍如件、

永祿九年^{寅丙}

跡部又八郎^(勝資)

壬八月□^(廿)五日(龍朱印) 奉之

吉田^(信生)左近助殿

七年に一度とあるように、これは臨時課役ではない。先例に従い恒常的に徴収されるべき役であり、その徴収を「諏方郡司」に命じたものと捉えられる。天正六年の『上諏方造宮帳』には「郡中之船別錢」とあり、船一艘毎に賦課されたものであった。⁽⁵⁸⁾諏訪湖の漁業に対して設定された公事であることは明らかで、諏方郡一円と呼ぶにはやや限定された範囲だが、郡単位の公事収取を「諏方郡司」が担当していたことを示す。より明確に諏方郡一円を対象とした公事としては、普請役の徴収が挙げられる。⁽⁵⁹⁾また高島城下に対しては、伝馬定の奉者をつとめている。⁽⁶⁰⁾

注意したいのは、ここまで述べたいずれの職務においても、龍朱印状の奉者としてのみ所見される点である。奉書式朱印状の創出の結果、甲府に伺いをたてて、その上で武田家当主の命令を執行する、という形が基本となつている様子をうかがうことが出来るよう。

◇訴訟の取次

前代と同様、「諏方郡司」は郡内訴訟に関与している。

【史料六】今福昌和判物⁽⁶¹⁾

追而、從七月末可有赦免候、

^(匠)工衆伝馬就御訴訟申、年中ヲ半分御赦免ニ候意趣者、
諏方御宮本之奉公、又者御用之時分者、甲府へ被召
寄、御細工依致之、如此被仰出候、為其手形出置候、
仍如件、

今福市左衛門尉

^(年末詳)
九月十五日

昌和(花押)

工衆十九人各

史料六は職人衆の伝馬減免訴訟について、諏方社及び甲府での細工奉公を理由に半役とする裁許を伝達したものである。この訴訟は武田氏から賦課された伝馬役に関するものであったため、「諏方郡司」の独断で裁許するわけにはいかず、甲府に取り次ぐ形となったものと思われる。問題は、この裁許の結果が龍朱印状ではなく「郡司」の判物の形をとっている点である。大名の判断が必要な案件であっても、必ずしも龍朱印状が出されたわけではないことがわかる。奉書式龍朱印状が基本とはなっていない、「郡司」発給の判物がなくなつたわけではないことは留意しておく必要があるだろう。

永禄期以降の「諏方郡司」をみると、天文・弘治期に比して権限が制限されている様子を窺う事ができよう。これはひとつには「郡司」を務めた人間の変化、いまひとつには奉書式朱印状という文書形式の採用が大きく関わっている。こうした文書様式の変化が端的に表れているのが、諏方郡に関する偽文書である。これらの中には、「郡司」が奉じる龍朱印状の形式をとるものが存在する。⁽⁶²⁾前掲史料六のように、この時期においても「郡司」が判物(手形)を出す事はある。現在残されていないものの、現実にはかなりの数の「手形」が出されていたであろう。しかし証拠文書として最も信頼性の高い文書は龍朱印状であると認識されていたのであり、「郡司」発給の判物は朱印状発給を受けて廃棄される傾向が強くなつたのではないか。⁽⁶³⁾一方天文・弘治期の「郡司」板垣氏の名を用いた偽文書には、板垣署判の判物が見られる。⁽⁶⁴⁾無論板垣父子が「郡司」を務めたのは、奉書式朱印状成立以前であるし、板垣の家格は他の歴代に比べて突出して高い。しかしこうした偽文書の相違には、文書発給のあり方に基づく差異が存在していると捉えられよう。同時にこのことは、奉書式朱印状の奉者として「郡司」が要請されたという事実を示唆している。片桐氏も

指摘されているように、連名による奉書式朱印状は、同時代において「○○(奉者名)連判」と呼ばれることがあった。⁽⁶⁵⁾つまり受益者にとって奉書式朱印状は、「武田氏の承認を受けた、奉者による発給文書」であったのではなからうか。このことは、決して軽視されるべきではないだろう。

三 武田領国における「郡司」

1 「郡司」の検出

前節までの検討で、武田氏は信濃諏方郡に「郡司」を設置して統治を行っていたことを明らかにした。では武田氏の領国では、「諏方郡司」以外にも「郡司」が設置されていたのであろうか。『軍鑑』をみると、「諏訪郡代」を含め、「郡代」という記載が複数登場する。戦国期の文書に役職名が記載されることは少なく、一次史料のみを用いてこの点を検証することは難しい。そこで本節では、『軍鑑』の記載を参照しながら、「郡司」の設置状況を探り、同時代史料によって裏付けを進めていきたい。

◇「伊那郡司」

『軍鑑』は武田氏が伊那郡を勢力下とした後、秋山虎

繁を「伊那郡代」に任じ、寄子二〇〇騎を増やして高遠城に入れたと記述する。⁽⁶⁶⁾実際虎繁の活動は、伊那郡を中心として所見される。⁽⁶⁷⁾この後武田勝頼が諏方氏を継承して高遠城に入り、虎繁は飯田城代に転出した。『軍鑑』によれば、勝頼は高遠入城に際し、「信州伊那の郡代」となったという。⁽⁶⁸⁾永禄七年に小野神社(塩尻市)に奉納した梵鐘の銘文に「郡主神勝頼」という記述があり、「伊那郡主」という認識が存在した事が認められる。⁽⁶⁹⁾勝頼は武田一門として、大きな権限を移譲された支城主であり、「郡主」という表記にはそうした背景があるのかもしれない。

伊那郡に「郡司」がおかれていた事は、天正三年銘の辰野町諏訪神社棟札に「于時郡司今井左近大夫」とあることから裏付けがとれる。⁽⁷⁰⁾裏面に「本州伊那之上郡」という記載があるから、今井信仲の任じられていたのは「上伊那郡司」であったと思われる。『軍鑑』をみると、飯田城代に転出した秋山虎繁はその後も「いなのごん代」と呼称されている。⁽⁷¹⁾ただしこの後下伊那の拠点としての役割は、大島城のほうが比重が大きくなるようである。天正三年に出された伊那郡域の防衛指示をみると、高遠城と並んで大島城の名が挙げられており、例えば兵

糧の納入先については、下伊那衆は大島、上伊那衆は高遠となつて⁽⁷²⁾いる。武田氏は高遠城代に「上伊那郡司」、飯田城代または大島城代に「下伊那郡司」の権限を与えていた可能性があるだろう。

◇「川中島郡司」

『軍鑑』は海津城代春日虎綱について、「河中嶋四郡と八申ながら信濃半国のぐんだいのまね」をしていたと記す⁽⁷³⁾。この部分は『軍鑑』本文ではなく、註釈書たる「末書」の記述だから、扱いには一層の慎重さが求められる。しかし武田氏滅亡後の史料をみると、川中島四郡というまとまりが存在していたことは裏付けがとれる。例えば上杉景勝が村上景国をこの地域の責任者に任じた際、「一、郡司之儀、春日古弾正可為如申付事」と命じて⁽⁷⁴⁾いる。村上景国は、春日虎綱の権限を引き継ぐ形で「郡司」に任命されたのである。次いで景勝は「信州更科・埴科・水内・高井四郡之事、如先規之可受納」と命じており、春日の管轄した四郡の範囲を確認できよう⁽⁷⁵⁾。この四郡は、武田氏を滅ぼした織田信長が、森長可に与えた所領とも一致している⁽⁷⁶⁾。いずれも武田時代の領域編成を引き継いだものとみてよからう。

平山優氏は春日虎綱の権限について検討をされ、川中

島四郡にまたがる権限を有していた事を指摘⁽⁷⁷⁾されている。海津城代春日虎綱は「川中島郡司」という地位にあつたとみてよいであろう。海津城代は虎綱の死後その子信達、次いで安倍宗貞に継承される。郡司職も併せて継承された可能性が高い。

◇「西上野郡司」

永禄一〇年、武田氏は箕輪長野氏を滅ぼし、西上野に勢力を拡大する。『軍鑑』はその後の仕置きについて、以下のように記している。

【史料七】『甲陽軍鑑』卷一⁽⁷⁸⁾

^(長野業正)信濃家中にて、武辺覚の武士を二百騎めし加ゑられ、^(昌秀)内藤修理二あづけ被下、^(箕輪)みのわの城代ニさしおかる、修理、はじめ五十きと、いまの式百と合、式百五十騎の同心ニ、手前被官共ニ三百騎の侍大将と成、みのわの在城して、西上野七郡のぐん^(郡)代仕り、^(足利)新田・あしかゞ、武蔵、両筋の御先ハ、内藤修理少なり、

これによれば、箕輪長野家中の武士を内藤昌秀に預け、箕輪城代・西上野七郡郡代に任じたという。実際にはこのとき箕輪に入ったのは浅利信種で、内藤の着任は信種戦死後の永禄一三年であるが、客体を浅利に読み替えられ

ば、大筋には問題がない。一次史料で両者を「郡司」「郡代」と呼ぶ史料はないが、内藤昌秀の養子で箕輪城代を継承した内藤昌月は、棟札において「当国郡代」と表記されている。⁽⁷⁹⁾

箕輪城代の権限については栗原修氏の研究があり、その職権を記したものととして次の史料を位置づけている。⁽⁸⁰⁾

【史料八】 武田家朱印状⁽⁸¹⁾

覚

一、如浅利右馬助時、無思慮可配当判形之事、

付、条々有口上、

一、岩鼻之執出可破却哉否儀、畢竟可依耕作之有無之事、

付、条々有口上、

一、玉村郷、去年和兵上表候キ、三分一も四分一も

令耕作、悉無荒田之様調法之事、

一、惣社之内、井田并百姓手負故、可為荒田之由伝聞、誠不可然、相論之連々可聞合候、双方共致屈睦、先耕作催肝要二候事、

一、惣而上野西辺儀、不得下知候共、民百姓安穩居候之様、可被申調事、

一、輝虎于今沼田在滞候哉、此所具被聞届、以早飛

脚注進候事、

一、近日出馬必然之事、

付、上州衆如指図参陣時節之事、

一、在陣留守中、箕輪并近辺仕置不可有油断之事、

卯月十日(龍朱印)

宛所を欠くが、第一条から浅利信種の後任として箕輪城に着任した人物、つまり内藤昌秀宛てであることが明らかである。内藤は判物の発給が認められていたらしく(第一条)、西上野全体に対してある程度の裁量権を有していた(第五条)。但し、その内容は治安維持と勸農に関するものが主体であることが読み取られ、所領の宛行などはあくまで龍朱印状を奉ずる形で行うものであった。実際、浅利・内藤両氏の発給文書はほとんど伝存していない。

なお栗原氏は、内藤の奉じた朱印状は箕輪領に限定されているとするが、氏が示された箕輪領は和田城・高山城の付近にまで及んでおり、箕輪城附属の城地とみるには範囲が広すぎる(栗原氏は「領」をそのような意味で用いている)。また史料八に示された内藤の権限範囲は、上杉氏との国境である惣社、後北条氏との国境である岩鼻にまで及ぶ。全体を箕輪城領と位置づけるわけにはい

かず、西上野を幅広く管轄する「郡司」であったと考え(82)てよからう。例えば天正九年に上野国衆和田信業が高崎の市における諸役免許を受けた際、「自箕輪被申付役」は対象から除外されており、箕輪城代が賦課する役が存在したことは明らかである(83)。箕輪城代は浅利信種―内藤昌秀―(工藤長門守代行カ)―内藤昌月と継承されており、それぞれ「郡司」の権限を有していたと推測される。

◇「美濃遠山郡司」

『軍鑑』によれば、美濃岩村城代秋山虎繁は美濃遠山の「郡代」を兼ねたという(84)。虎繁は「上伊那郡司」「下伊那郡司」を歴任した人物であり、美濃においても同様の権限を有していた事は、十分想定出来よう。虎繁は岩村遠山氏の後室を娶り、遠山領を接収する形でこの地域を押さえるから、その領域は遠山領と重なるものと思われる。

以上にみてきたように、『軍鑑』には複数の「郡代」(本稿でいう「郡司」)任命記事が存在し、その多くは一次史料で裏付けがとれる。これらを通覧すると、いくつかが共通点を指摘できるのではないだろうか。

その第一は、その設置が新規占領地に対してなされて

いることである。管掌地域についても、滅ぼした国衆の勢力範囲をある程度継承している事例が多い。「郡司」とはいいながら、必ずしも国郡制の郡単位で設置されているわけではないのは、そうした事情による(85)。つまり武田家における「郡司」とは、新規占領地を円滑に支配するため、前代からのまともりをある程度踏まえた地域に(再編の上で)設定されるものであった。これは池上・黒田両氏が検討された、後北条氏における「郡」のあり方と同様である。従来の議論は、国郡制における「郡」と武田氏が支配単位(「郡司」権限の客体)として設定した「郡」とを同一視したために、混乱をきたしていたといえよう。

第二に、「郡司」は必ず主要城郭の城将を兼任している。これにより、平山氏が指摘された「城代≡郡代」というあり方を確認することができたといえよう。また現在のところ、本国甲斐における「郡司」設置は確認されていない。つまり武田氏は後北条氏とは異なり、公事賦課・収取のみを担当した「郡司」設置を経ずに、いきなり「城代」権限の一部として「郡司」を設定したのである。言い換えれば、彼らが単なる「城将」と一線を画した権限を持ち、「城代」としてその上位に位置した背景

には、「郡司」職の附与があつたと評価できよう。

第三に、境目地域の「郡司(城代)」を任命する際には、寄騎を付与するなどして、軍事力の増強が図られている点である。彼らは、武田家内では「御先衆」という格を有し、「相備」として管轄地域の国衆が付与されている。⁽⁸⁶⁾「御先衆」は合戦時の先鋒の有資格者を示すと思われ、「郡司(城代)」は隣接地域への軍事行動に際して先陣を務めることになっていた。これはいわゆる先駆けとしての名誉の問題ではなく、大名不在時の軍勢統率を認められたことを象徴している。「郡司(城代)」は国境で敵国と対峙し、必要に応じて先陣を務めるために、居城の城領を超えた広範囲の武士の指揮権を委ねられた存在であった。

2 「郡司」が奉じる龍朱印状

最後に、「郡司」と奉書式朱印状の関係について検討を加えておくこととしたい。

第二節で「諏方郡司」について検討した際、「郡司」は管轄地域内の朱印状奉者となることを指摘した。しかしながら、現実には「郡司」以外の人間が奉者を務めた事例はかなり多い。逆に「郡司」自身が、管轄地域外に

出された朱印状を奉じる事例も散見される。これはどのような理由に基づくものなのだろう。

「郡司」のような領域支配担当者が龍朱印状の奉者となるには、どのような状況を想定すればよいのであろうか。龍朱印・獅子朱印などの家印は、武田家当主が常に保持していた。その上これらの朱印状は、奉者名も含め、全文一筆である。したがって「郡司」が奉者となるには、以下のいずれかの方法をとる必要がある。

- ① 当主の元(甲府或いは出陣先)に赴く
- ② 在城のまま、「〇〇奉之」も含め、完成した朱印状の送付を依頼する
- ③ 在城のまま、「郡司」側で朱印状を作成、甲府に送付し、龍朱印を捺してもらう
- ④ 予め龍朱印の捺された判紙を用意し、「郡司」に白紙委任をする

まず③について検討してみると、筆跡(右筆)と奉者との間には対応関係を見出す事ができない。現存する龍朱印状の筆跡をみると、限られた数人の右筆が作成している。例えこのようなケースがあつたとしても、極めて例外的な事例であつたと考えられる。④についても、この観点から否定される。また武田氏の場合、朱印は日付

に重なるような形で捺されているが、判紙利用の徴証がある朱印状（朱印が文字の下にあるもの）は報告されていない。そもそも武田氏家臣の出す判物が、ある程度の機能（例えそれが龍朱印状発給までの仮証文であつても）を有していたのであれば、敢えてこのような処置をする必要はないだろう（戦時については別個に検討をする必要がある）。

したがつて①ないし②となるが、「郡司」の奉じる龍朱印状は、本城奉行人に比してより短い期間に集中する傾向がある。この点を踏まえれば、①であつた可能性が高いのではないか。彼らは基本的にはそれぞれの居城に在城している。何らかの事情で甲府に戻つたり、従軍して大名に面会する機会を得た際に、龍朱印状発給を「一括して」申請・処理したのではないだろうか。その際に他の職務もまとめてこなしたのであり、他地域宛て朱印状の奉者となることは、「郡司」であることと何ら矛盾しない。甲府に戻る契機というのは個人個人でかなり相違していたものと思われる。例えば市川昌房のように重要な職務（勘定奉行とされる）を兼任していれば、甲府奉公期間というのが予め設定され、頻繁かつ長期に渡つて帰還していた可能性は高い。諏方郡は甲府と距離が近

い上、他国と隣接しておらず、責任者が留守でもそれほど問題は生じないからである。

逆に言えば、帰府しない限り「郡司」が奉ずる朱印状は出せないことを意味する。特に「海津城代（川中島郡司）」「箕輪城代（西上野郡司）」などといった前線地域の「郡司」の場合、頻繁に帰府することはより困難である。彼らの奉者としての所見が、「高島城代（諏方郡司）」に比して少ないのは、そうした事情を反映した結果であろう。

したがつて、「郡司」が甲府に帰還出来ない状況で龍朱印状が必要となる場合、甲府にいる本城奉行人が奉者を務めることになる。諏方郡宛ての奉書式龍朱印状を一覧すると、本城奉行人が奉者を務めた朱印状が散見される。その多くが、訴訟に対する裁許である点に注目したい。訴訟というものは季節性がなく、年間を通じて発生するものである。訴訟人自身が甲府に赴いて、長期の訴訟を行うという事例もまみられる。したがつてその裁許が朱印状で出される場合、「郡司」は奉者を務めることが困難である。裁許が出るたびに甲府に帰還したのでは、職務に支障をきたしてしまう。訴訟の裁許結果を通知した龍朱印状をみると、奉者が二名連署であることが

まま見られる。武田家における訴訟審理は、二名の奉行人が担当したようであり、訴訟審理を担当した奉行人がそのまま奉者となった事例も多かったのであろう。

管轄地域内の国衆や寺社が、甲府奉行人と取次契約を結んでいたのもこのためである。こうした契約は、それぞれが別個に結ぶ形が基本ではあるが、知音関係を頼って結ばれるという性質上、どうしても地域的なまとまりを生じやすい。本稿で扱った諏方郡についても、晴信(信玄)期には駒井高白斎・昌直父子、勝頼期には秋山紀伊守(宮内丞)が頻出する傾向がある。平山氏が措定した「郡担当の奉者」とは、こうした個別の取次契約の蓄積によって生じたものではなからうか。⁽⁸⁷⁾

さて近年片桐昭彦氏は、武田氏が奉書式朱印状を採用し、家臣連署奉書を用いなかっただ理由について、様々な階層(側近・年寄・城代・奉行等)を持つ奉者を均質化し、その権限拡大を抑制するため、という評価を行われた。⁽⁸⁸⁾この評価は一面において正しく、本稿もそれを部分的に継承するものである。ただし氏の研究は、奉書式朱印状が各奉者の「連判」として認識されることがあったという事実を過小に評価している。例えば花押が据えられなくても、受給者側は奉者の存在に注目せざるを得

なかった。領域責任者たる「郡司」が奉じた朱印状であれば、なおさらのことであつたろう。もし大名が氏のような観点から奉書式朱印状を選択したとしても、実際の効力は疑わしいものがあつた。

「郡司」と奉書式朱印状の関係について、筆者は以下のように考える。武田氏にとって問題であつたのは、あくまで領域支配を委ねた家臣の恣意的な行動であり、最終的なチェック機能を大名(現実には大名側近層)の手許に留保させることができれば十分であつたのではないだろうか。もし家臣の人格支配(とそれに基づく権限の上昇)を否定することが目的ならば、そもそも奉書式朱印状を導入する必要がない。それまで使用してきた直状式朱印状で十分であろう。直状式朱印状であっても、奏者が存在していたことはいくつかの事例から明らかである。⁽⁸⁹⁾新規占領地の支配という困難な任務を「郡司」に委ねた以上、「郡司」の立場を弱めるようなことは避けなければならぬ。奉書式朱印状は、①その案件に対する責任者を大名の手で明示して「郡司」の立場を後押しした上で、②大名側にチェック機能を留保し、③受益者に対しては大名の裁許という最高の証文を与えるという意味で、有用なものであつたといえよう。

おわりに

本稿では諏方郡支配を素材として、武田氏の領域支配体制について検討を加えた。武田氏は「郡司」を設定して諏方郡支配を行っており、「郡司」は「高島（上原）城代」として現地に赴任していた。この「郡司」は、天文・永祿初年にかけては、判物発給による大きな権限を有していたが、このことが彼等の恣意的な行動を許す結果となり、「郡司」板垣信憲処断や、奉書式朱印状創出の一因となるに至った。武田氏における「郡司」は、このような過程を経るなかで、附与される権限の調整がなされていったと思われる。また武田氏の場合、純粹な「郡司」の段階を経ず、「城代」に附与される権限として「郡司」が設定された。これは武田氏における「郡司」設置が、新規占領地支配への対処という側面が強かったことに基づく。また武田氏における「城代」の定義として、「郡司」職を附与された「城将」とみなすことができるのではないか。

今回取り扱った「郡司」職は、諏方郡以外にも存在を見出すことができた。本稿では「諏方郡司」以外については主として『軍鑑』の記述を一次史料で補う形をとり、

概観するにとどめたが、より具体的な検討を進めていく必要がある。また一口に「郡司」といっても、その権限範囲には領域の広さだけを見ても相当な差異が存在する。今後の課題として擱筆することとしたい。

註

- (1) 池上裕子「後北条氏の公事について」(同著『戦国時代社会構造の研究』、校倉書房、一九九九年。初出一九八三年)。
- (2) 黒田基樹『戦国大名後北条氏の領国支配』(岩田書院、一九九五年)。なお以下に述べる内容に関しては、「あとがき」においてまとめられている。
- (3) 以上の理解については、久保健一郎「支城制と領国支配体制」(藤木久志・黒田基樹編『定本・北条氏康』、高志書院、二〇〇四年)における研究史整理を踏まえた。
- (4) 所理喜夫氏は、黒田氏の設定した「支城領主」について、幕藩制における近世大名の前身とした把握であると指摘している(所理喜夫「戦国大名の領国構造」松平||徳川氏を中心として)、『武田氏研究』二六号、二〇〇二年)。
- (5) 黒田前掲註(2)書所収「北条家朱印状の奉者について―領域支配制度の視点から―」(初出一九九一年)。
- (6) 堀内亨「真田氏の領国形成過程―武田氏の信濃・上野侵攻のなかで―」(塚本学先生退官記念論文集刊行会編

『古代・中世の信濃社会』、銀河書房、一九九二年。

- (7) 栗原修①「武田氏の上野国箕輪領支配」(『群馬文化』二二三号、一九九三年)、②「戦国大名武田氏の上野支配と真田昌幸」(『武田氏研究』一八号、一九九七年)、③「戦国大名武田氏の上野吾妻地域経略と真田氏」(『地方史研究』二七一号、一九九八年)。
- (8) 平山優①「戦国大名武田氏の領国支配機構の形成と展開―川中島四郡支配を事例として―」(『山梨県史研究』二号、一九九四年)、②「戦国大名武田氏の海津領支配について―城代春日虎綱の動向を中心に―」(『甲斐路』八〇号、一九九四年)、③「戦国大名武田氏の筑摩・安曇郡支配について」(『武田氏研究』一五号、一九九五年)。
- (9) 大井教寛「戦国大名武田氏の支配構造―信濃支配における奉書式文書の統計分析と奉者について―」(『武田氏研究』一七号、一九九六年)。
- (10) 柴辻俊六「信濃真田氏の領主制」(同著『戦国期武田氏領の展開』、岩田書院、二〇〇一年。初出一九九四・一九九六年) 他。
- (11) 黒田基樹「武田氏の西上野経略と甘利氏」(同著『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、二〇〇一年。初出一九九九年)。
- (12) 例えば上野晴朗『定本武田勝頼』(新人物往来社、一九七八年)。
- (13) 柴辻俊六「領国諸城と領域支配」(前掲『戦国期武田氏領の展開』所収)。
- (14) 小川隆司①「武田氏の駿河・遠江支配について」(『武田氏研究』二三号、二〇〇〇年)、②「武田氏の駿遠支配と国衆統制」(静岡県地域史研究会編『戦国期静岡の研究』、清文堂出版、二〇〇一年)。
- (15) 片桐昭彦「武田氏の文書発給システムと権力」(同著『戦国期発給文書の研究―印判・感状・制札と権力―』、高志書院、二〇〇五年。初出二〇〇〇年)。
- (16) 柴辻俊六「戦国期武田氏の領国支配機構」(『武田氏研究』三三二号、二〇〇五年)。
- (17) 諏訪は中世においては「諏方」と表記されることが通例であり、本稿ではそれに従う。
- (18) 「守矢家文書」(『新編信濃史料叢書』七卷四七頁)。内容は諏方郡の範囲について言上したもので、羽柴氏の諮問を受けて提出したものと考えられる。ただし上諏方と下諏方が別地域として意識されていた様子も読みとる事ができ、この点については後考を期したい。
- (19) 竹村美幸「戦国時代」(『茅野市史』中巻、一九八七年)。
- (20) 笹本正治「戦国時代の諏訪」(『諏訪市史』上巻、一九九五年)。
- (21) この他、武田氏の諏方社支配については、宇田川徳哉①「五官祝座次相論―「正親町天皇繪旨」の意義を廻つて―」(『武田氏研究』二三号、二〇〇〇年)、②「武田氏の諏訪社支配」(『信濃』五二巻七号、二〇〇〇年)、武田氏の諏方侵攻の経緯については、平山優『川中島の戦い』上(学研M文庫、二〇〇二年)に詳しい。
- (22) 『甲陽日記(高白斎記)』天文二二年四月〜六月条(以

下、同史料は『山梨県史資料編』6中世3上による。

- (23) 「千野家文書」(『戦国遺文武田氏編』一五二号、以下『戦武』と略記)、「井出家文書」(『戦武』一六一)。
- (24) 「千野家文書」(『戦武』一七一)。
- (25) 「千野家文書」(『戦武』二三六)。
- (26) 「千野家文書」(『戦武』五四九)。
- (27) 『神使御頭之日記』天文一七年条(『山梨県史資料編』6中世3下所収)。
- (28) 笹本前掲註(20) 論文。
- (29) 「諏訪大社文書」(『戦武』九六五)。
- (30) 『甲陽日記』天文一七年八月条。
- (31) 「三沢家文書」(『戦武』二八九)。
- (32) 「浜家文書」(『戦武』二九四)。
- (33) 「千野家文書」(『戦武』三三三)。
- (34) 同様の表現は、「千野家文書」(『戦武』三五五)にも見ることが出来る。
- (35) 「守矢家文書」(『戦武』三〇〇)。
- (36) 「矢崎家文書」(『戦武』三七九四)。年未詳だが、駒井昌直が仮名孫三郎を名乗っている事から、永禄四年以前のものである。
- (37) 「矢崎家文書」(『戦武』二〇三五)、「諏訪大祝家文書」(『戦武』二〇三六)など。
- (38) 「昌福寺文書」(『戦武』二九六八)。なお、駒井高白斎については、平山優「駒井高白斎の政治的地位」(『戦国史研究』三九号、二〇〇〇年)を参照のこと。
- (39) 武田家臣や領国内の寺社が大名とやりとりをする際に

戦国大名武田氏の領域支配と「郡司」

は、間に取次者が設定されており、「奏者」などと呼称された(『甲陽日記』天文一八年二月二三日条など)。

- (40) 「守矢家文書」(『信濃史料』一巻五八二頁・同五九四頁・同六〇一頁)。
- (41) 「天野文書」(『戦武』四一一)。
- (42) 『甲陽日記』天文二二年八月二八日条。
- (43) 『軍鑑』本篇卷一〇(酒井憲二編『甲陽軍鑑大成』第一巻本文篇上三一〇頁。以下、本文篇の上下の別と頁数のみを記す)。
- (44) 『軍鑑』本篇卷一一(上三二七・三三三・三五一頁)。「軍鑑」はこの間の遷任を板垣信憲↓長坂虎房↓小宮山虎高↓吉田信生という風に記している。しかし本文で述べたように、板垣信憲と長坂の順番は逆であったと思われる。恐らく「諏方郡司」は板垣氏の世襲という認識があり、信憲の成長を待って人事の交代がなされたのではないだろうか。また文化三年(一八〇三)の奥書を有する『公文富士能広先祖書』によれば、鷹野徳繁が弘治三年(二五五七)三月から五月にかけ、高島城代を務めたという(「富士本宮旧公文富士家文書」、『浅間文書纂』二〇七頁)。板垣信憲が城代であった時期と重なる上、この時期の徳繁にそこまでの権限が与えられたとは考えがたいが、在番衆のひとりであった可能性はある。
- (45) 「諏訪大社文書」(『戦武』九六五)。
- (46) 同右。
- (47) 笹本前掲註(20) 論文、大井前掲註(9) 論文。
- (48) 小川前掲註(14) ②論文。

- (49) 「反町十郎氏旧蔵文書」〔戦武〕一五六六。
- (50) 彰考館所蔵「佐野家蔵文書」〔戦武〕一五六八。
- (51) 「諏訪頼宣氏所蔵文書」〔戦武〕一九一五。
- (52) 拙稿「高野山成慶院『甲斐国供養帳』——『過去帳(甲州月牌帳)』——」〔武田氏研究〕三四号、二〇〇六年)を参照のこと。
- (53) 「守矢家文書」〔戦武〕一五九七)他。
- (54) 『第九回西武大古本市』所収文書〔戦武〕一二二〇。
- (55) 「守矢家文書」〔戦武〕一五九九)他。
- (56) 「市谷八幡神社文書」〔戦武〕一〇八九)他。
- (57) 「八剣神社文書」〔戦武〕一〇二三)。
- (58) 『上諏方造宮帳(清書帳)』〔戦武〕二九四二)。
- (59) 「如法院文書」〔戦武〕三七五九)。
- (60) 「諏訪大祝家文書」〔戦武〕二九六六)。
- (61) 「東京大学史料編纂所所蔵文書」〔戦武〕三九〇五)。
- (62) 「金子文書」〔諏訪史料叢書〕二九卷六頁。弘治二年三月付、今福昌和を奉者とする朱印状だが、奉書式朱印状創出前の年次であり、明らかな偽文書である。
- (63) 片桐前掲註(15)論文は、奉行人発給の証文が一時的な効力しか有さなかつたことを指摘する。氏が扱われたのは、当主出陣中の留守居衆による発給文書であり、領域責任者の出した判物ではないが、同様の傾向を示した可能性は高い。
- (64) 「千鹿頭社文書」〔諏訪史料叢書〕一五卷二四五頁)。永祿八年二月五日付の板垣信方判物写であり、偽文書である。なお『戦武』九二六は同一所蔵で同日付・同内容
- の板垣信安判物写となっており、相互の関係は検討を要する。「矢島文書」所収の永祿八年十二月五日付板垣信方判物写(史料編纂所架蔵写真帳、架蔵番号六一七一・五二一六一)も同様で、「諏訪上社祭祀再興次第」に記された裁許を、信方発給文書の体裁に整えたものである。板垣信方判物が、在地で一定の効力を持ち続けたことがうかがえよう。
- (65) 「池上家文書」〔戦武〕三〇五一)他。
- (66) 『軍鑑』卷一一(上三二二〜二頁)。卷九(上二六七頁)にも関連する記述がある。
- (67) 黒田基樹「秋山伯耆守虎繁について」〔戦国遺文月報 武田氏編〕二、二〇〇二年)。
- (68) 『軍鑑』卷一一(上三四六頁)。
- (69) 「小野神社所蔵梵鐘」〔戦武〕九一六)。
- (70) 「辰野町諏訪神社所蔵棟札」〔戦武〕二五五二)。
- (71) 『軍鑑』卷一二(上四〇六頁)。
- (72) 「武田神社所蔵文書」〔戦武〕二五二四)。
- (73) 『軍鑑』末書下卷上(下三二八頁)。
- (74) 「満泉寺文書」〔上越市史』別編2―二五一六号)。ただし、上杉景勝は長沼城に島津忠直を入れて「河北郡司」に任じ、村上景国の支配から独立させている(「石垣豊氏所蔵文書」、『上越市史』別編2―二四六五号)。
- (75) 『鶏肋編』所収文書〔上越市史』別編2―二五三九号)。
- (76) 『信長公記』卷一五に「タカイ・ミノチ・サラシナ・ハジナ四郡、森勝蔵に下さる、川中嶋表在城」とある

(奥野高広・岩澤愿彦校注『信長公記』三九七頁、角川文庫)。

(77) 平山前掲註(8) ①②論文。

(78) 上三五―一頁。卷二二(上三八八―九頁)にも関連する記述がみられる。

(79) 「長谷寺所藏観音堂造立棟札」(『戦武』四二一―八六)。

(80) 栗原前掲註(7) ①論文。

(81) 「大沢二郎氏所藏文書」(『戦武』一五三―六)。

(82) ただし、岩櫃城代(後、沼田城代)真田氏の管轄地域については別個に検討をする必要がある(栗原前掲註(7) ③論文、黒田前掲註(11) 論文)。

(83) 「岡本家文書」(『戦武』三六〇―三)。

(84) 『軍鑑』卷一九(下―一〇三頁)。

(85) 武田氏滅亡後、徳川氏が平岩親吉に、武田氏が直轄支配した国中地方を預けたのは同様の事例といえる。同じ甲斐であっても、河内の穴山領は穴山武田氏の支配が継続し、小山田氏の所領である郡内には別に鳥居氏が配置されている。ここでも前代の領域を踏まえて編成がなされているのであり、『軍鑑』卷二〇は平岩を「軍代(郡代)」と呼んでいる(下―一九五頁)。徳川家が平岩をどう位置づけたかは別に考える必要があるが、『軍鑑』編者がその立場を「郡代」と認識している点に注目したい。

(86) 『軍鑑』卷八「法性院御代惣人数之事」(上―一八六―七頁)。なお、以下で示すような「御先衆」の位置づけについては、黒田前掲註(11) 論文の理解を踏まえている。

(87) この問題については、別稿で詳しく論じる予定である。

戦国大名武田氏の領域支配と「郡司」

(88) 片桐前掲註(15) 論文。

(89) 商売役に関する諸役免許状をまとめた引付(『諸州古文書』、『戦武』六五五)をみると、天文二四年四月四日付直状式龍朱印状(「小田原城天守閣所藏文書」、『戦武』四三二)について、「奏者 跡部伊賀守」と注記がある。

〔付記〕 本稿は二〇〇三年一月八日に戦国史研究会・武田氏研究会合同例会で行った報告「武田氏の領国支配と「城代」―信濃国諏方郡を事例として―」を元に、論旨を大幅に手直しした上で成稿したものである。